

第4章

第7期鶴ヶ島市障害福祉計画

第3期鶴ヶ島市障害児福祉計画

第1 基本的な考え方

本市では、国の基本指針^{*1}や県の方針を踏まえながら、これまでの前期計画の実績や市の現状と課題を勘案して、次の事項を決めます。

なお、障害福祉計画と障害児福祉計画は関係が深いので、一体的に策定します。

障害福祉計画の項目	項目内容		目標値
提供体制 確保の目標	(1) 施設入所者の地域生活への移行		令和8年度を 目標年次とする 成果目標
	(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築		
	(3) 地域生活支援の充実		
	(4) 福祉施設（就労訓練系サービス）から一般就労への移行等		
	(5) 障害児支援の提供体制の整備		
	(6) 相談支援体制の充実・強化等		
	(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築		
支援の種類ごとの見込量・ 確保の方策	(1) 障害福祉サービス	訪問系サービス 日中活動系サービス 居住支援系サービス 就労訓練系サービス 相談支援	成果目標の達成に向けた、 令和6年度から8年度までの各年度ごとの活動指標
	(2) 障害児支援	障害児支援	
	(3) 地域生活支援事業	必須事業 任意事業	
	(4) その他の事業	発達障害者等への支援 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築 相談支援体制の充実・強化 障害福祉サービスの質の向上の取組	

*1 国の基本指針

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（令和2年厚生労働省告示第213号）

第2 提供体制確保の目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

令和4年度末時点の施設入所者^{*2}のうち、今後、自立訓練事業^{*3}等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人数を見込みます。

福祉施設に入所している本人の意思が尊重された上で、地域生活への移行が図られることが重要です。

■数値目標の設定

項目	令和4年度実績	令和8年度目標値	考え方
施設入所者数	34人	一人	障害者施設入所者の削減数の数値目標は、県と同様設定しない。(注1)
地域生活移行者数	1人	4人	令和4年度の施設入所者の6%以上を令和8年度末の目標値とします。

注1) 国の基本指針では施設入所者数の削減(令和8年度末で、令和4年度実績の5%以上の削減)の目標値を求めています。埼玉県内では強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な人が多数入所待ちの状況です。このため県では地域移行の促進と並行して、必要な施設整備を進め、目標値は設定していません。

(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値について、県が設定します。

市では、退院する精神障害者が地域生活に円滑に移行できるよう、障害者支援協議会^{*4}に協議の場を設け、支援体制を整備していきます。

*2 施設入所者

日中活動として「生活介護」や「自立訓練」等と、居住支援として「施設入所支援」とを組み合わせて入所する施設(「障害者支援施設」ともいう)に入所する障害者のことです。

*3 自立訓練事業

障害福祉サービスで、機能訓練(身体障害者または難病患者等に対する理学療法や作業療法等のリハビリテーション、相談や助言)と生活訓練(精神・知的障害者に対する日常生活の訓練、相談や助言)があります。

*4 障害者支援協議会

地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。

(3) 地域生活支援の充実

本市は地域生活支援拠点^{*5}について、地域にある複数の支援機関が分担して機能を担う面的整備^{*6}を進めてきました。

今後の実際の運用のなかで、機能の充実・強化に努めます。

■ 数値目標の設定

項目	令和8年度 目標値	考え方
地域生活支援拠点の支援体制構築	1人	拠点機能を担うコーディネーターや障害福祉サービス事業所の担当者を配置し、効果的なネットワークづくりや緊急時の連絡体制を構築します。
地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討	年1回以上 実施	地域生活支援拠点に備わる5つの機能について、運用上の課題を、障害者支援協議会が検証し、成果を評価することで、その充実や機能強化に取り組みます。
強度行動障害を有する者への支援体制	有	強度行動障害を有する者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携して支援できる体制を整備します。

(4) 福祉施設（就労訓練系サービス）から一般就労への移行等

就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により障害者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

■ 数値目標の設定（1）

項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標値	考え方
一般就労移行者数	7人	10人 (内訳次頁)	就労訓練系サービスを終了して一般就労した人数。令和3年度実績の1.28倍以上を目標とします。

^{*5} 地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことであります。

^{*6} 面的整備

地域生活支援拠点に備わる5つの機能を、1つの機関に集約させる「多機能拠点整備」に対し、地域の複数の機関に分散して整備するものです。

内訳

項目	令和3年度実績	令和8年度目標値	考え方
一般就労への移行者	7人	10人	令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援 ^{*7} の利用者	6人	8人	〃 1.31
就労定着支援 ^{*8} の利用者	0人	6人	上記の7割以上
就労継続支援A型 ^{*9} の利用者	1人	2人	令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型 ^{*10} の利用者	0人	1人	〃 1.28 〃

■数値目標の設定（2）

項目	目標値 令和8年度末	考え方
一般就労へ移行した者の割合が、五割以上を占める就労移行支援事業所の数	1ヶ所	有期内で一般就労を叶えるには、事業所の支援機能向上、実績が求められます。
就労定着支援事業の利用者数	12人	令和3年度実績の1.41倍以上を目標値とします。
就労定着率が利用者の7割以上を占める就労定着支援事業所の数	1カ所	就労移行支援等の福祉サービスを利用して一般就労した障害者が、職場に定着し、就労を継続することが成果として事業所に求められます。

*7 就労移行支援

一般就労への就労を希望する人に、一定時間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

*8 就労定着支援

就労移行支援を経由して一般就労に至った障害者が、その職場に定着できるよう助言指導するはたらきかけ、個別給付サービスのことです。

*9 就労継続支援A型

一般企業での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

*10 就労継続支援B型

一般企業での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行います。

(5) 障害児支援の提供体制の整備

障害のある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要です。

このため、障害のある子どもとその家族に対し、障害の疑いがある段階から、身近な地域で療育支援が行われる必要があります。質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援^{*11}等の充実を図ります。

障害のある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い支援体制の構築を図ります。

また、医療的ケア児^{*12}が、必要な支援を円滑に受けられるよう、関連分野（保健、医療、障害福祉、保育、教育等）が、共通理解の上で協働する包括的な支援体制を構築します。

■数値目標の設定

項目	令和4年度 実績	令和8年度 目標値	考え方
児童発達支援センター ^{*13} の設置数	無	1か所	市内の公共施設・設備の整備に 合わせ設置します。
障害児の地域社会への参 加・包容を推進する体制 [*] 14	—	有	保健・医療・保育・教育・就労 支援等、子どもの成長や発達に 関与する関係機関が、連携する 体制を整備します。
重症心身障害児 ^{*15} を支援 する児童発達支援 ^{*16} 事業 所の設置数	無	1か所	市内の障害児通所支援事業所間 の連携・協働体制を構築し各事 業のもつ機能の強化と分化を進 めます。

*11 障害児通所支援

障害児の療育支援機関で、未就学児のための児童発達支援、就学中の児童・生徒のための放課後等デイサービスがあります。

*12 医療的ケア児

人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的な生活援助が日常的に必要な子どものことです。

*13 児童発達支援センター

療育支援の中核となる施設。通所支援のほか、保育所等訪問や障害児相談の地域支援を行います。

*14 障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制

共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携のもと、障害児とその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制

*15 重症心身障害児

重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している子どもです。

*16 児童発達支援

未就学の障害児を対象に、日常生活の基本動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画

第2 提供体制確保の目標

項目	令和4年度実績	令和8年度目標値	考え方
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス ^{*17} 事業所の設置数	1か所	2か所	市内の障害児通所支援事業所間の連携・協働体制を構築し各事業のもつ機能の強化と分化を進めます。
医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置（開催回数）	年1回	年2回	協議の場の更なる充実・拡大を図ります。
医療的ケア児に関するコーディネーター ^{*18} の配置（人）	4人	6人	人材の確保・育成に努め、体制の充実を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害種別や各種ニーズに応じて対応できる総合的・専門的な相談支援の体制を整えます。

基幹相談支援センター^{*19}が地域の相談支援事業の中核となって、人材の育成や関係機関との連携・協働を進めます。

■ 目標の設定

項目	令和8年度目標値	考え方
専門的相談支援の実施、地域の相談支援体制の整備	有	基幹相談支援センターを社会福祉協議会に委託して設置しています。 総合的・専門的相談支援の機能強化・充実を、今後更に進めます。

^{*17} 放課後等デイサービス
学校に就学する障害児を対象に、生活能力向上の訓練、社会との交流促進を通所により行います。

^{*18} 医療的ケア児に関するコーディネーター
医療的ケア児が必要とする多分野にわたるサービス調整、地域課題の整理、地域資源の開発等を担う。相談支援専門員、保健師、訪問看護師をもって配置します。

^{*19} 基幹相談支援センター
相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが真に必要とする障害のある人等に提供されているかどうかを、審査支払等システム*²⁰の審査結果や、県の指導監査*²¹の結果を活用して検証することで、サービスの質の向上を図ります。

■ 目標の設定

項目	令和8年度 目標値	考え方
障害福祉サービス等の提供についての検証の実施	有	障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害のある人が真に必要とする障害福祉サービスが提供できているかの検証を行います。
障害福祉サービス等の質の向上へ向けた体制の構築	有	自立支援審査支払等システム等を活用して、事業所と関係自治体等との間で情報を共有することで、事業運営の適正化を図る体制を構築します。

*²⁰ 審査支払等システム

障害福祉サービス事業者等からの報酬請求に対して、埼玉県国民健康保険団体連合会が支払に応ずるときに用いるシステム（障害者自立支援審査支払等システム）です。

*²¹ 指導監査

県内の指定障害福祉サービス事業者と指定障害児通所支援事業者等に対して、埼玉県がその適正な事業実施を、確保するために集団指導、実地指導を行うものです。

第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

市の障害福祉計画と障害児福祉計画では、障害福祉サービス等についての実績値や利用者ニーズを考慮して、見込量を定めます。

「障害福祉サービス」、「児童発達支援」、「地域生活支援事業」、「その他の事業」の各事業について、令和6年度から8年度までの各年度の見込量を設定します。

(1) 障害福祉サービス

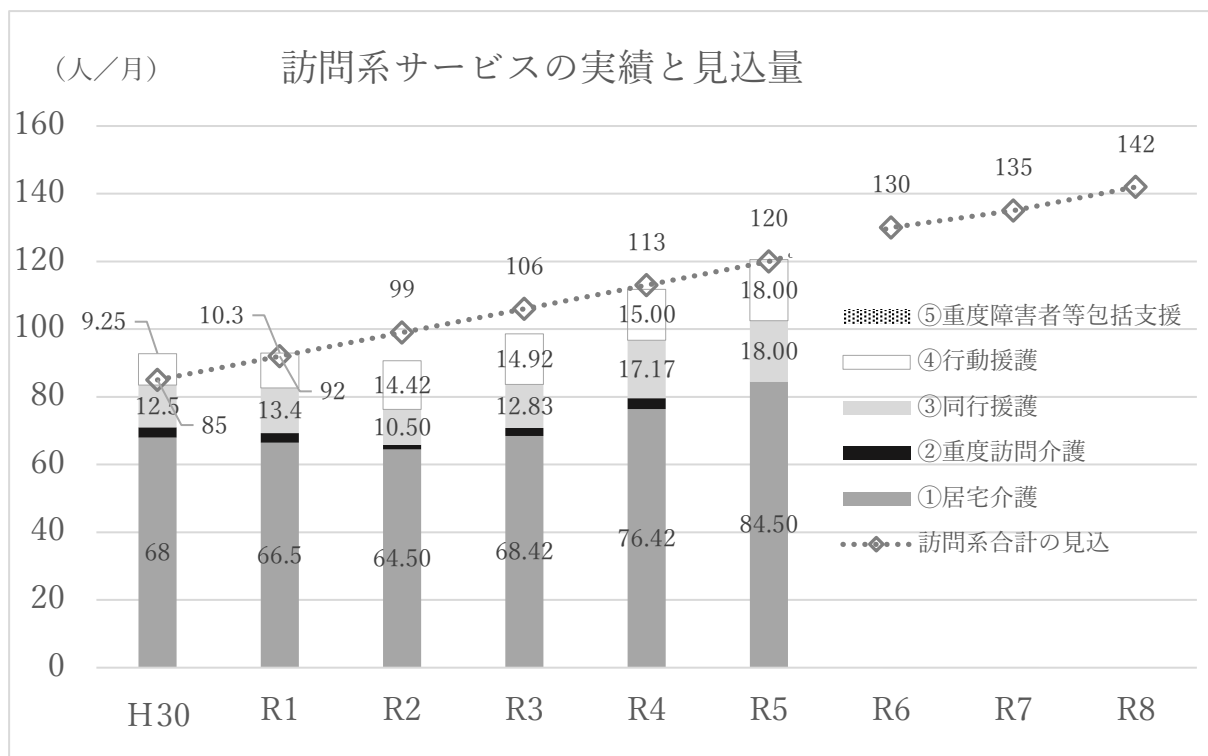
訪問系サービス

- ① 居宅介護（ホームヘルプ）
- ② 重度訪問介護
- ③ 同行援護
- ④ 行動援護
- ⑤ 重度障害者等包括支援

障害福祉サービスは、「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住支援系サービス」、「就労訓練系サービス」、「相談支援」に大別できます。訪問系サービスは、在宅生活を維持する上での基本となるサービスです。

■各サービスの内容

①	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
②	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上に著しい困難を有する者で、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援、入院時の支援等を総合的に行う。
③	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う。
④	自己判断能力が制限されている人が行動する時、危機回避に必要な支援や外出支援を行う。
⑤	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。



現状と課題

- 訪問系サービスの1か月平均の利用人数は、全体的に増加しています。
- 訪問系サービスのうち、居宅介護が最も月平均利用人数が多く、伸び率も高くなっています。
- 障害者支援施設や精神科病院から地域への移行や、地域生活の定着を進めるにあたって、訪問系サービスは重要となる支援です。

見込量と確保の方策

- ◇ 令和2年度から3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用実績が一時的に落ち込みましたが、その後は概ね見込みどおりでした。実績を参考にして、見込み数を算出しました。
- ◇ 訪問系サービスの提供体制が、利用ニーズに応じられるよう、相談支援事業所との連携強化を図ります。
- ◇ 居宅介護の事業所間の意見・情報交換や相互連携の仕組みを整えます。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(1) 障害福祉サービス

■訪問系サービスの見込量

サービスの種類	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系サービス (上段：人)	106	113	120	130	135	142
(下段：時間)	2,613	2,932	2,880	3,685	3,812	3,961
① 居宅介護 (上段：人)	68.40	76.40	84.5	85	86	87
(下段：時間)	1,573	1,757	1,944	1,955	1,978	2,001
② 重度訪問介護 (上段：人)	2.40	3.10	0	4	4	4
(下段：時間)	288.00	372.00	0	480	480	480
③ 同行援護 (上段：人)	12.80	17.10	18	21	23	27
(下段：時間)	140.80	188.10	198	231	253	297
④ 行動援護 (上段：人)	14.90	15.00	18	19	21	23
(下段：時間)	610.90	615.00	738	779	861	943
⑤ 重度障害者等 包括支援 (上段：人)	0.00	0.00	0	1	1	1
(下段：時間)	0.00	0.00	0	240	240	240

※「人」：月平均の利用実人数（延べ人数ではない）

※「時間」：全利用者の月平均のサービス提供時間

※「令和5年度（見込値）」：令和5年9月までの月平均値

※「第7期見込量」の算出方法は次のとおり

・「人」：(平成30年度から令和4年度までの平均伸び率) × 令和5年度実績値を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

・「時間」：見込人数に1人1月あたりの平均利用時間を掛ける（「居宅介護」23時間・「重度訪問介護」120時間・「同行援護」11時間・「行動援護」41時間）

(1) 障害福祉サービス

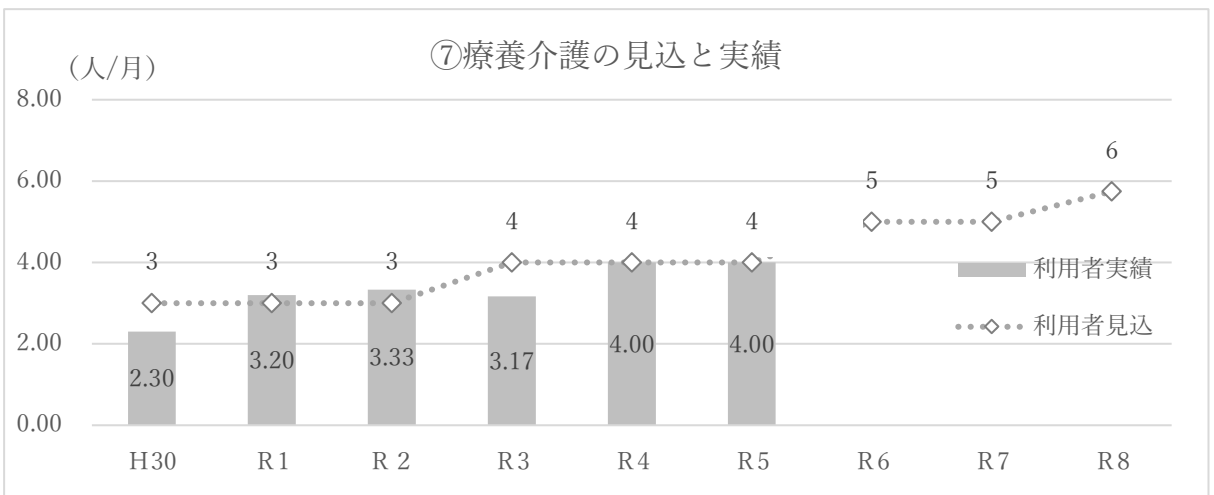
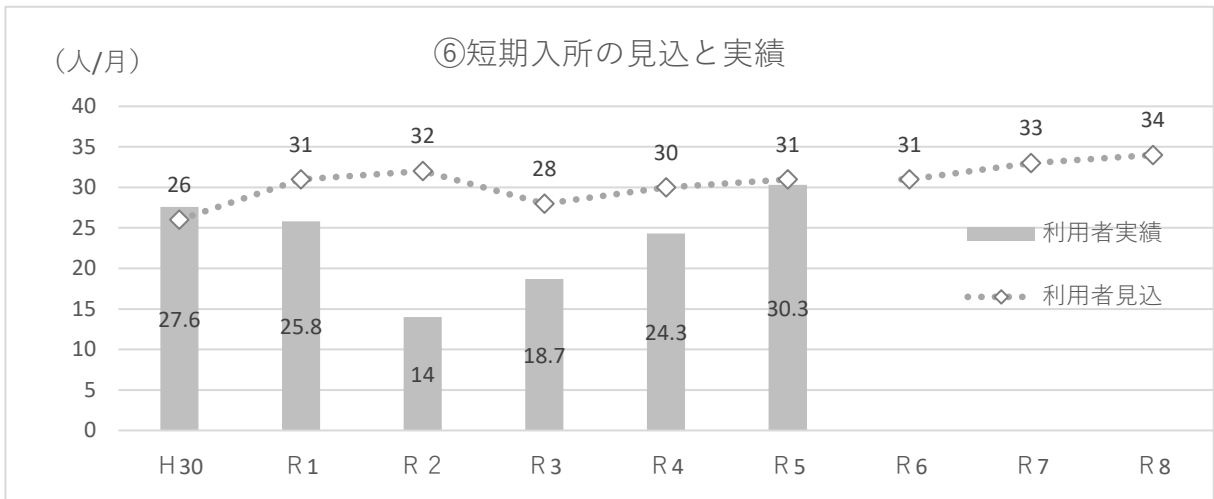
日中活動系サービス

- ⑥ 短期入所（ショートステイ）
- ⑦ 療養介護
- ⑧ 生活介護

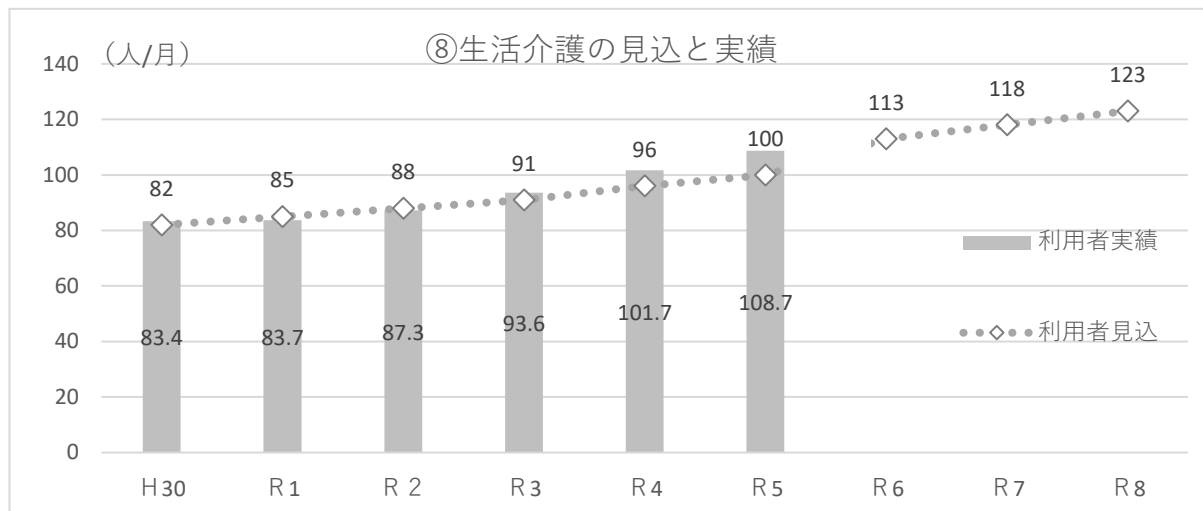
日中活動系サービスは、施設入所か在宅かにかかわらず、日中に提供される介護や生活支援等のサービスのことです。

■各サービスの内容

⑥	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。（福祉型：障害者支援施設等で実施、医療型：病院、診療所、介護老人保健施設で実施）
⑦	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
⑧	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。



(1) 障害福祉サービス



現状と課題

- 短期入所は、受入れ先が市内になく、市外の施設に頼っているのが現状です。
- 療養介護は、本市で利用している重度の心身障害者は、数名です。
- 生活介護の事業所は市内に複数あり、利用者は増加しています。特別支援学校を卒業する生徒の進路の一つになっています。

見込量と確保の方策

- ◇ 短期入所と生活介護は、日中活動系サービスのなかでも、利用ニーズが今後も見込まれるため、これまでの実績をもとに漸増する見込量とします。
- ◇ 短期入所の受入れ先を、身近な地域のなかで整備する必要があるため、既存のグループホーム等の空床利用や、多様な設置運営主体の新規参入を促します。
- ◇ 市内に複数ある生活介護の事業所が、相談支援事業所と連携・協働することで、地域生活支援拠点^{*22}の面的整備の一層の充実を図ります。

*22 地域生活支援拠点

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことで。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策
(1) 障害福祉サービス

■ 日中活動系サービスの見込量

サービスの種類	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑥短期入所・福祉型 (上段：人) (中段：(重度障害者)) (下段：人日分)	18.7	24.3	30.3	31 (3)	33 (3)	35 (3)
	112.2	145.8	181.8	193	200	207
⑥短期入所・医療型 (上段：人) (中段：(重度障害者)) (下段：人日分)				3 (1)	4 (2)	5 (3)
	—	—	—	12	16	20
	—	—	—			
⑦療養介護 (人)	3.2	4.0	4.0	5	5	6
⑧生活介護 (上段：人) (中段：(重度障害者)) (下段：人日分)	93.6	101.7	108.7	113 (40)	118 (40)	123 (40)
	2,059	2,237	2,391	2,486	2,596	2,706

※「人」：月平均の利用実人数（延べ人数ではない）

※第6期実績値の「人日分」：利用者が実際に利用した日数の平均

※「令和5年度（見込値）」：令和5年9月までの月平均値

※第7期見込量の「人」：（平成30年度から令和4年度までの平均伸び率）×令和5年度実績値を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

※第7期見込量の「人日分」：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

（「1人1月当たりの平均利用日数」は、「短期入所・福祉型」6日、「短期入所・医療型」4日、「生活介護」22日）

※（中段：(重度障害者)）とは、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを要する者のこと。

(1) 障害福祉サービス

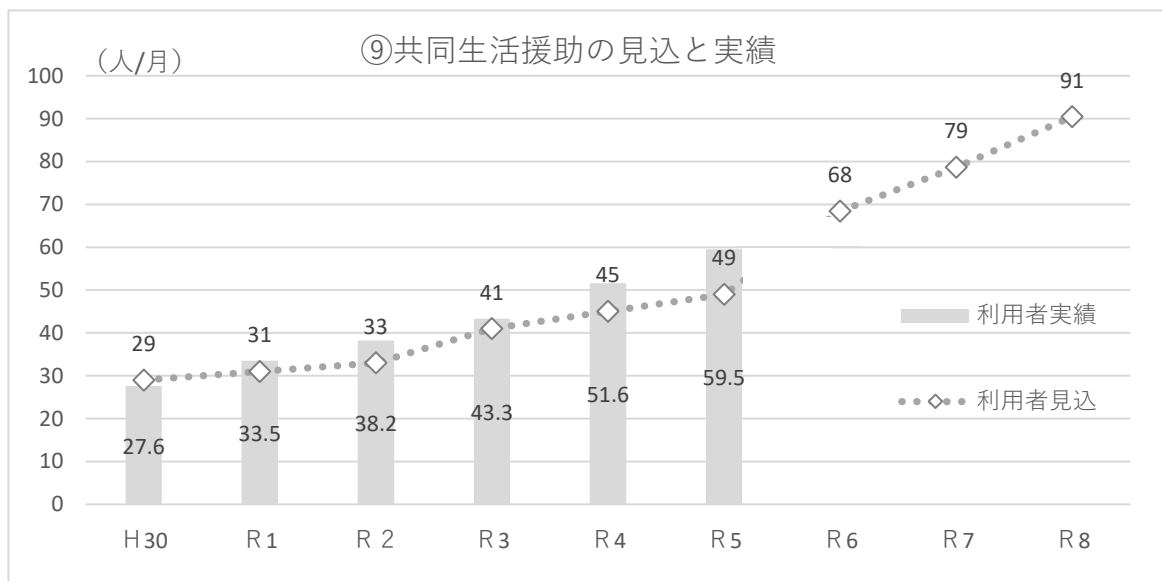
居住支援系サービス

- ⑨ 共同生活援助（グループホーム）
- ⑩ 自立生活援助
- ⑪ 施設入所

居住支援の場合は、障害のある人が地域のなかで普通に暮らすためのサービスとして欠かせないものです。

■各サービスの内容

⑨	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う。
⑩	一人暮らしに必要な理解力・生活能力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行う。
⑪	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。



現状と課題

- グループホームは、令和5年12月日時点で市内に12か所ありますが、いずれも小規模で満床のため、新たな利用希望に応じることが難しくなっています。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策
(1) 障害福祉サービス

- 民間企業の参入により、日中サービス支援型グループホーム^{*23}の設置が増えています。
- グループホームの利用は増加しており、施設・病院からの地域移行や親亡き後の課題に対応するためには、地域における居住の場を適切に確保する必要があります。

見込量と確保の方策

- ◇ 障害福祉の団体や法人が共同してグループホームの設置運営を担うことや、共生型サービスを踏まえた高齢者と障害のある人とが相互に利用できるグループホームの導入を目指します。
- ◇ 市内グループホームの適切な受け入れ及び質の向上について、グループホーム連絡会により働きかけていきます。
- ◇ 自立生活援助の個別給付を進めることで、地域での一人暮らしが定着・拡充するよう支援します。

■ 居住支援系サービスの見込量

サービスの種類	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑨ 共同生活援助 (上段：人) (下段：(重度障害者))	43.3	51.6	59.5	68	79	91
				16	18	21
⑩ 自立生活援助 (人)	1	1	1	2	3	4
⑪ 施設入所支援 (人)	35	35	34	34	33	32

※「人」：月平均の利用実人数（延べ人数ではない）

※「令和5年度（見込値）」：令和5年9月までの月平均値

※「第7期見込量」は次のとおり算出

（平成30年度から令和4年度までの平均伸び率）×令和5年度実績値を原則とし、必要に応じて状況を勘案する。

※（下段：(重度障害者)）とは、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを要する者のこと。

^{*23} 日中サービス支援型グループホーム

重度の障害で常時介護を要する状態にある人が入居して、日常生活や日中活動の支援を受けるグループホームであり、加えて短期入所を併設して緊急一時的な宿泊の場を提供するものです。

就労訓練系サービス

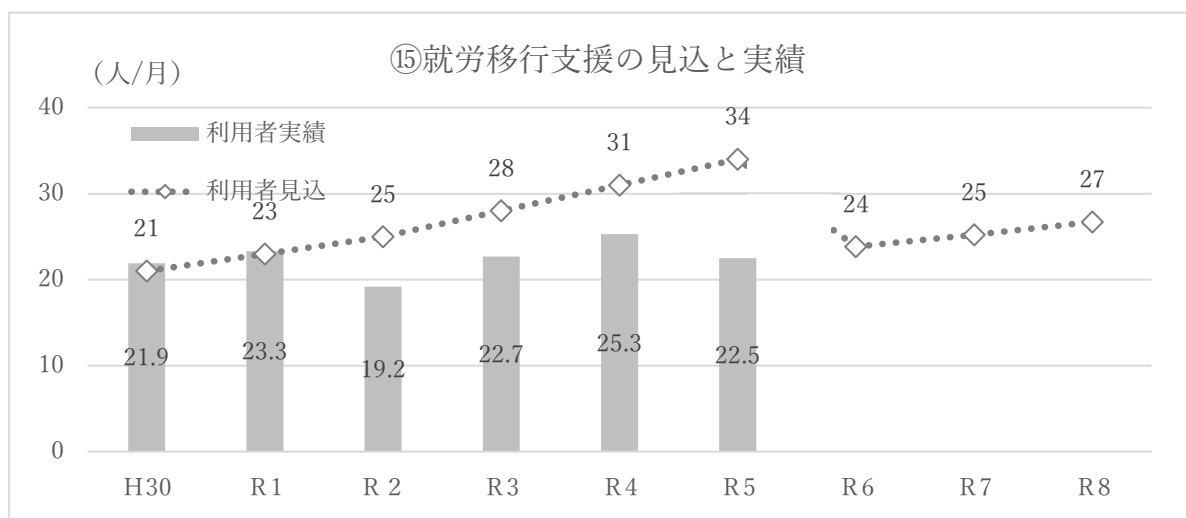
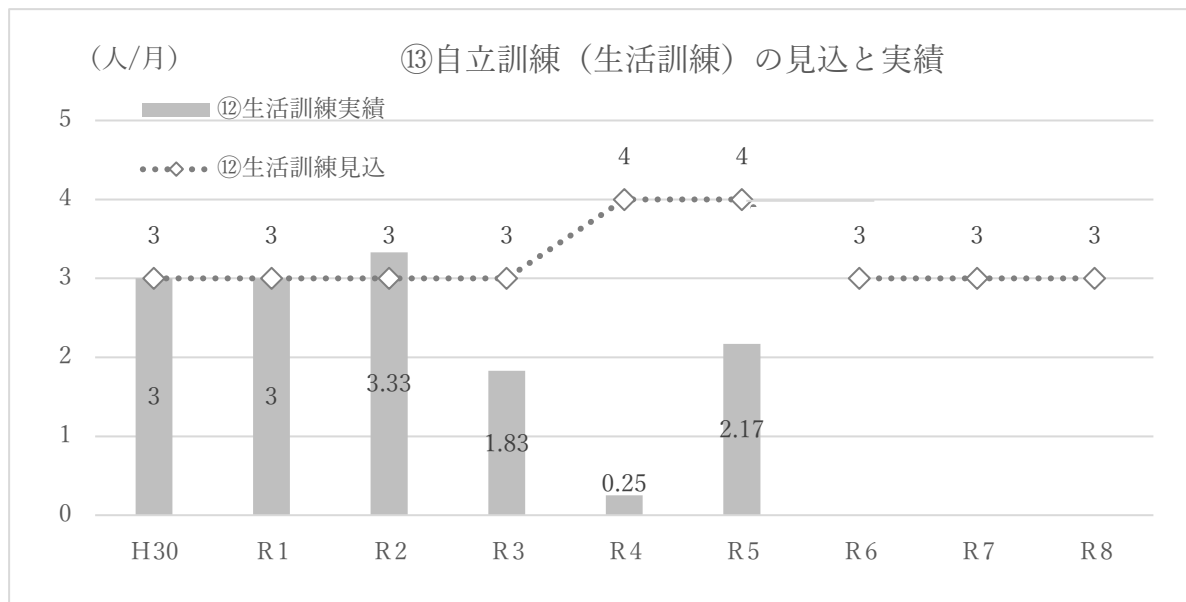
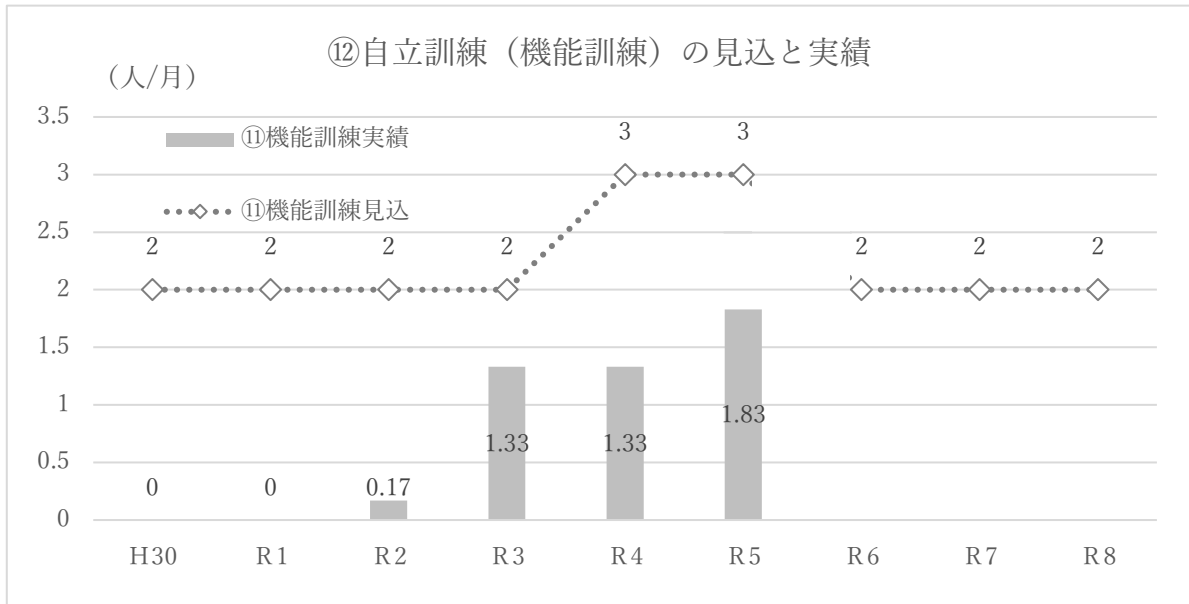
- ⑫ 自立訓練（機能訓練）
- ⑬ 自立訓練（生活訓練）
- ⑭ 宿泊型自立訓練
- ⑮ 就労移行支援
- ⑯ 就労継続支援 A 型
- ⑰ 就労継続支援 B 型
- ⑱ 就労定着支援
- ㉑ 就労選択支援

就労訓練系は、自立した生活を目指し、生活能力の維持・向上や就労への支援を行うサービスです。

■各サービスの内容

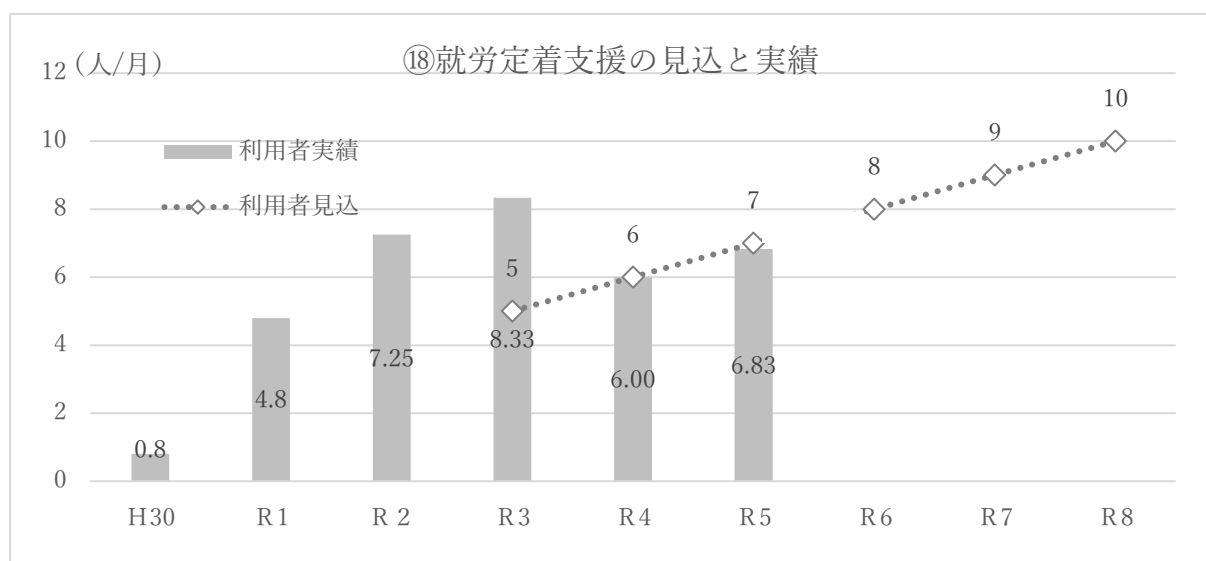
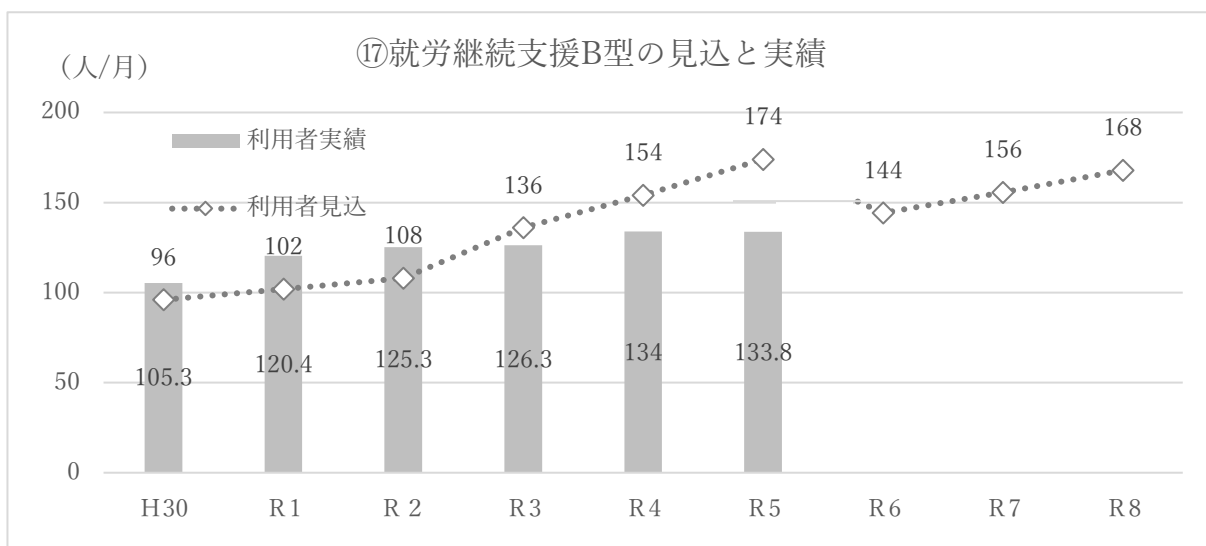
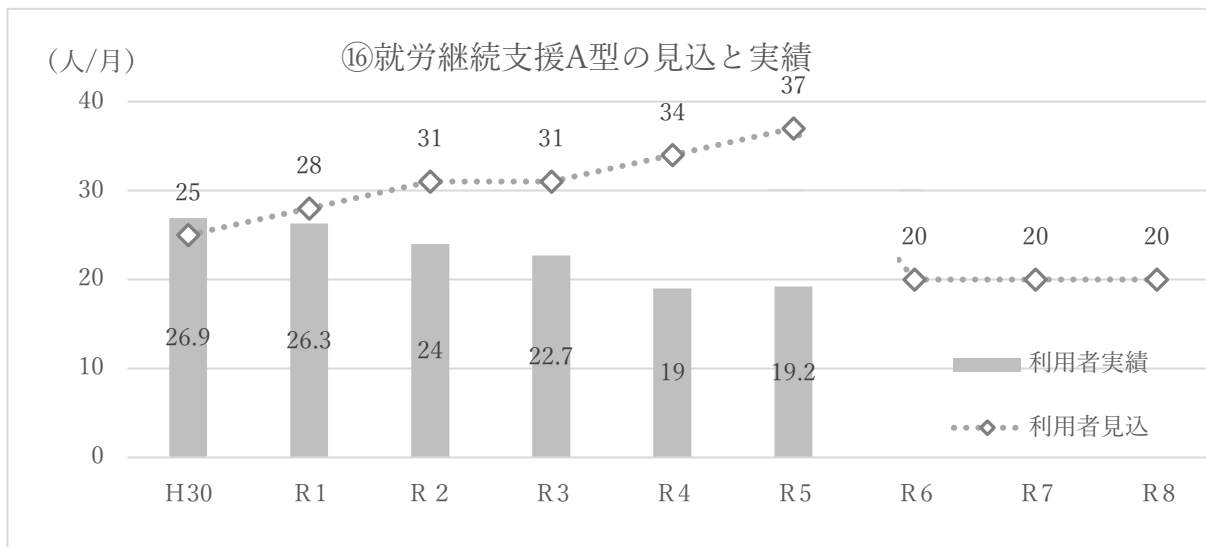
⑫	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定時間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う。
⑬	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定時間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う。
⑭	居室を利用して昼夜を通じ、家事等の日常生活の訓練や生活の相談や助言、必要な支援を行う。
⑮	一般企業への就労を希望する人に、一定時間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
⑯	一般企業での就労が困難な人に、雇用して就労の機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
⑰	一般企業での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う。
⑱	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う。
㉑	本人のスキル・特性・意向をアセスメントし、就労や障害福祉サービスの選択に関わる支援

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策
 (1) 障害福祉サービス



第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(1) 障害福祉サービス



現状と課題

- 就労継続支援B型の利用実績は、微増となっており、市内8事業所が、その受け皿となっています。
- アンケート調査（「仕事をしている人の勤務形態」「就労意向」）では、障害のある人が仕事に就いていても、その約5割がパート・アルバイト・派遣といった就労形態でした。また、仕事に就いていない人の約5割が、就労を希望しています。

見込量と確保の方策

- ◇ 就労継続支援B型の市内8事業所同士の連携を通じて、相互補完を図り、今後も利用希望者のニーズに応じていきます。
- ◇ 障害のある人の就労ニーズは高く、就労移行支援・就労定着支援は、今後とも増えることが見込まれます。適切な支援がされるよう就労支援の事業所の報告等を適宜確認していきます。
- ◇ 就労継続支援A型は、雇用関係での就労と訓練の場ですが、利用者の増とともにそのなかから一般事業所への就労者数を見込みます。

■ 就労訓練系サービスの見込量

サービスの種類	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑫ 自立訓練（機能訓練） （上段：人）	1.33	1.33	1.83	2	2	2
	29.3	29.3	40.3	44	44	44
⑬ 自立訓練（生活訓練） （上段：人）	1.8	0.3	2.2	3	3	3
	40.3	5.5	47.7	66	66	66
⑭ 宿泊型自立訓（人）	1.2	0.3	1.0	3	3	4
⑮ 就労移行支援 （上段：人）	22.7	25.3	22.5	24	25	27
	499.4	556.6	495	524	554	587
⑯ 就労継続支援A型 （上段：人）	22.7	19	19.2	20	20	20
	499.4	418	422.4	440	440	440
⑰ 就労継続支援B型 （上段：人）	126.3	134	133.8	144	156	168
	2,779	2,948	2,944	3,175	3,425	3,694

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(1) 障害福祉サービス

サービスの種類	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑱ 就労定着支援(人)	8.33	6.00	6.83	8	9	10
⑲ 就労選択支援(人)	-	-	-	0	0	1

※ 「人」：月平均の利用実人数（延べ人数ではない）

※ 第6期実績値の「人日分」：利用者が実際に利用した日数の月平均

※ 第7期見込量の「人」：（平成30年度から令和4年度までの平均伸び率）×令和5年度実績値を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

※ 第7期見込量の「人日分」：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

（就労訓練系サービスの「1人1月当たりの平均利用日数」は、22日）

■ 福祉施設（就労訓練系サービス）から一般就労への移行等の見込量

サービスの種類	第6期 実績値			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
一般就労移行者(人)	7	14	16	10	11	12
就労移行支援	6	13	13	7	8	9
就労継続支援・A型	1	1	2	2	2	2
就労継続支援・B型	0	0	1	1	1	1

※ 「一般就労移行者」：福祉施設（就労移行、就労継続A・B型）を利用して一般就労した人

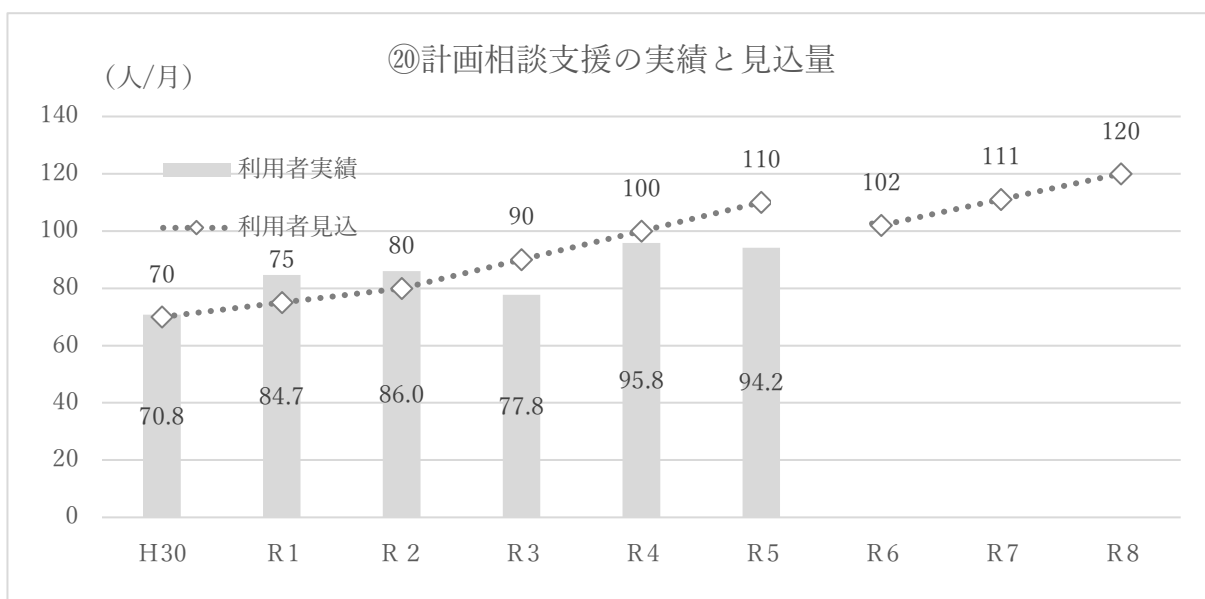
相談支援

- ⑳ 計画相談支援
- ㉑ 地域移行支援
- ㉒ 地域定着支援

相談支援は、障害のある人のニーズをくみとり、サービス提供事業者との間で、仲介・調整する伴走型のはたらきかけのことです。

■各サービスの内容

㉑	障害福祉サービスを利用する障害者に対し、サービス等利用計画を作成し、サービス提供事業者との連絡調整を行い、またモニタリングでそれを見直す。
㉑	障害者施設からの退所、精神科病院からの退院に際し、住居の確保や日中活動などの地域生活に移行するための準備を支援する。
㉒	施設や病院から出て、また家族と離れ一人暮らしする人や、地域生活が不安定な人に対して、生活を維持するため支援する。



現状と課題

- 障害福祉サービスの利用者数が年々増加していますが、すべての利用者には相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成することができず、約 2 割程度がセルフプランになっています。
- サービス等利用計画を作成する相談支援専門員は、限られた人数しかいません。今後、障害福祉サービス利用者が増加することが見込まれるため、相談支援専門員によるサービス等利用計画を作成できなくなる利用者がさらに増える懸念があります。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(1) 障害福祉サービス

見込量と確保の方策

- ◇ 市内の相談支援事業所への補助を継続し、その運営体制の強化をはかります。
- ◇ 介護保険の居宅介護支援者や障害福祉サービス提供事業所に対し、障害福祉の相談支援事業への参入を促します。
- ◇ 基幹相談支援センター*²⁴による相談支援事業所への後方支援、人材の養成、業務連携体制の整備を進めます。

■ 相談支援の見込量

サービスの種類	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑳ 計画相談支援 (人)	77.8	95.8	94.2	102	111	120
㉑ 地域移行支援 (人)	0	0	0	1	1	1
㉒ 地域定着支援 (人)	0	0	0	1	1	1

※「人」：月平均の利用実人数（延べ人数ではない）

※「第7期見込量」：（平成30年度から令和4年度までの平均伸び率）×令和5年度実績値を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

*²⁴ 基幹相談支援センター

相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

(2) 障害児支援

障害児支援

- ① 児童発達支援
- ② 医療型児童発達支援
- ③ 放課後等デイサービス
- ④ 保育所等訪問支援
- ⑤ 居宅訪問型児童発達支援
- ⑥ 障害児相談支援
- ⑦ 医療的ケア児のコーディネーター

障害児にとって身近な地域で療育支援を受けることができる体制は、健やかな育ちに不可欠です。

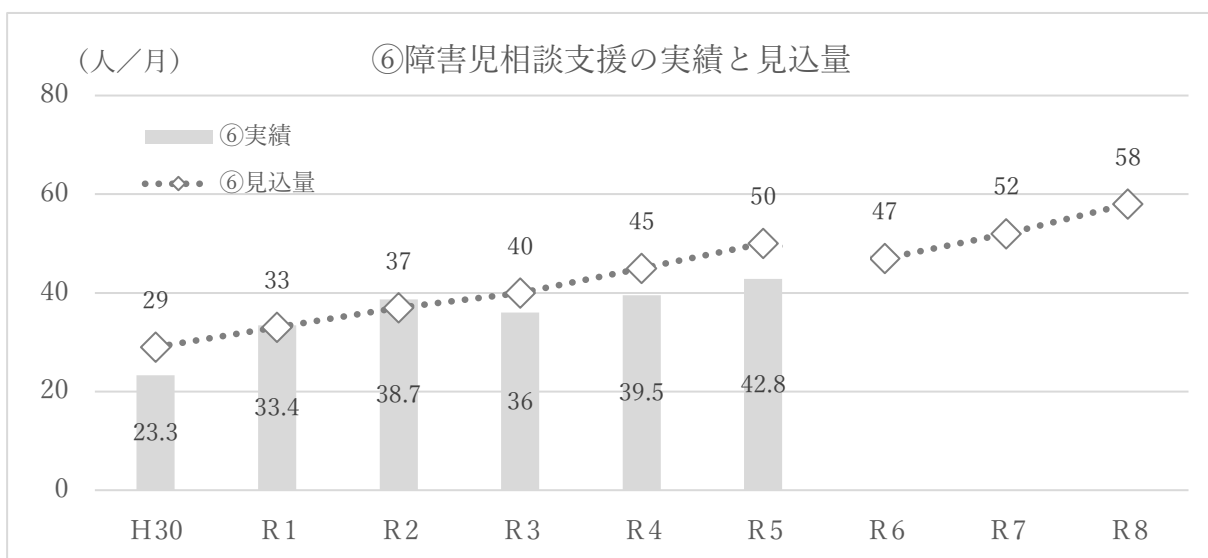
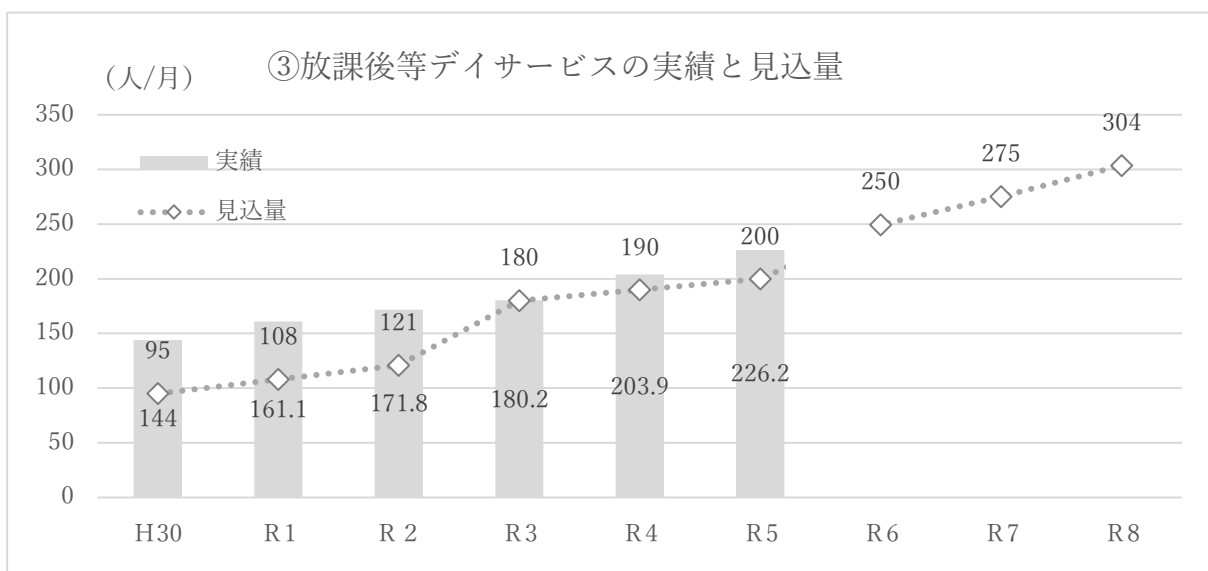
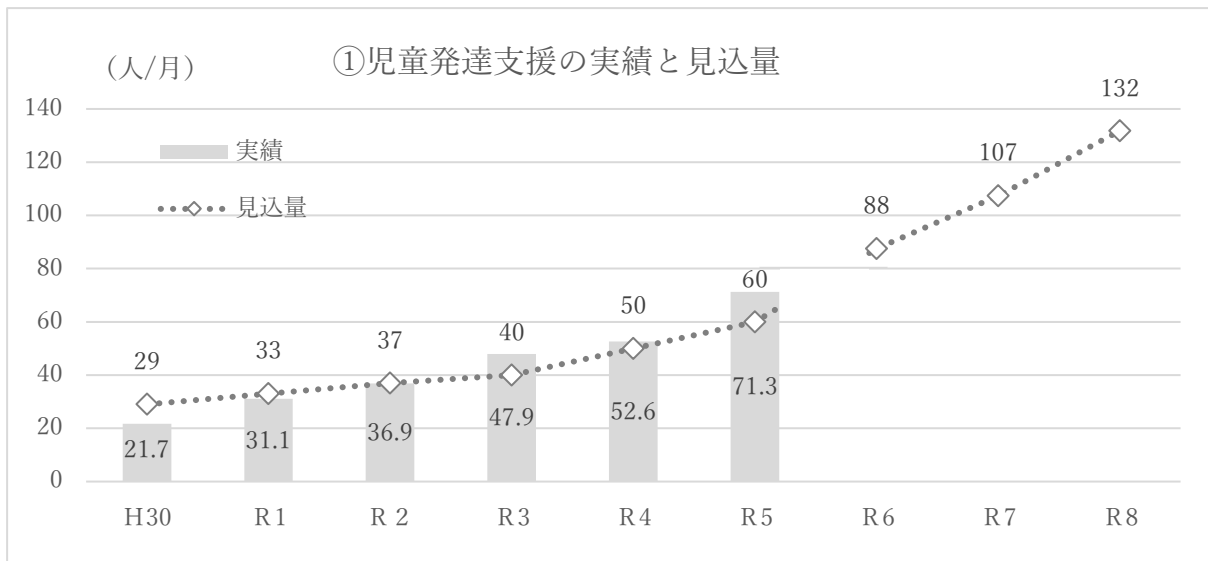
■各サービスの内容

①	未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を通所で行う。
②	肢体不自由のある未就学児に対し、医療型児童発達支援センターや医療機関において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練と治療を通所で行う。
③	学齢期の障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を通所により提供する。
④	保育所等に通う障害児等に対し、集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、安定した利用を促進する。
⑤	重度の障害のため、児童発達支援を受けるための外出が困難な未就学児に対し、居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導を行う。
⑥	障害児通所支援を利用しようとする障害児に対し、障害児支援利用計画の作成、サービス提供事業者との連絡調整、利用状況の見直しをする。
⑦	医療的ケア児 ^{*25} に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置して、医療的ケア児を支援する。

*25 医療的ケア児
人工呼吸器やたんの吸引、胃ろうによる栄養の注入などの医療的な生活援助が日常的に必要な子どものことです。

第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(2) 児童発達支援



現状と課題

- 放課後等デイサービスの利用実績が、見込量を上回り増加しています。
- 保護者の意識が、早期発見・早期療育を望むものに変化しており、今後も、利用の増加が見込まれます。
- 障害児支援の利用が増加する一方で、障害児支援利用計画を担う相談支援専門員に限られているため、地域療育のコーディネートが不十分です。
- 母子保健サービスの中で、把握された発達発育課題が、学齢期になると学校担当者に十分に引き継がれるか懸念があります。

見込量と確保の方策

- ◇ 障害児通所支援の利用増加に対応できるよう、相談支援専門員の機能強化のために、その確保と人材育成を図ります。
- ◇ 母子保健、学校教育、障害福祉を包括し、成長発達に沿って一貫して、地域のなかで支援できる地域療育の体制を整えます。
- ◇ 医療的ケア児^{*1} (P.95) にとっての地域の包括的支援体制を構築するため、コーディネーターの配置を進めます。

■ 障害児支援の見込量

サービスの種類	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 児童発達支援 (上段：人) (下段：人日分)	47.9 431.1	52.6 473.4	71.3 641.7	88 788	107 967	132 1186
② 医療型児童発達支援 (上段：人) (下段：人日分)	0 0	0 0	0 0	1 5	1 5	1 5
③ 放課後等デイサービス (上段：人) (下段：人日分)	180.2 2,343	203.9 2,651	226.2 2,941	250 3244	275 3579	304 3947
④ 保育所等訪問支援 (上段：人) (下段：人日分)	3.0 3.0	4.2 4.2	6.5 6.5	7 7	8 8	9 9
⑤ 居宅訪問型児童発達支援 (上段：人) (下段：人日分)	0 0	0 0	0 0	1 5	1 5	1 5
⑥ 障害児相談支援 (人)	23.3	33.4	42.8	55	61	68

第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(2) 児童発達支援

サービスの種類	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦ 医療的ケア児コーディネーター配置人数(人)	4	4	5	6	7	8

※「人」：月平均の利用実人数（延べ人数ではない）

※第2期実績値の「人日分」：月平均の実利用者が利用した時間数

※第3期見込量の「人日分」：「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用日数」を原則とし、必要に応じて実情を勘案する。

（「1人1月当たりの平均利用日数」は、「児童発達支援」9日、「医療型児童発達支援」5日、「放課後等デイサービス」13日、「保育所等訪問支援」1日、「居宅訪問型児童発達支援」5日）

■ 障害児の保育所等の利用希望及び受入人数の見込量

サービスの種類	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所(園)						
（上段：希望人数）				5	5	5
（下段：受入可能人数）	8	5	4	5	5	5
認定こども園 ^{*26}						
（上段：希望人数）				1	1	1
（下段：受入可能人数）	0	0	1	1	1	1
放課後児童健全育成事業 ^{*27}						
（上段：希望人数）				31	31	31
（下段：受入可能人数）	7	7	8	31	31	31
幼稚園						
（上段：希望人数）				2	2	2
（下段：受入可能人数）	3	1	2	2	2	2

*26 認定こども園

幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のことです。

*27 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等の事情で家庭にいない小学生の児童に対し、授業終了後や夏休み等の長期休業中、小学校敷地内外の専用施設等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るものです。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(2) 児童発達支援

サービスの種類	第2期実績値			第3期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定地域型保育事業* ²⁸ (上段：希望人数)				1	1	1
(下段：受入可能人数)	0	0	0	1	1	1
認可外保育施設* ²⁹ (地方単独事業)				0	0	1
(上段：希望人数)						
(下段：受入可能人数)	0	0	0	0	0	1

※ 障害児：障害者手帳の交付を受けている子ども

*²⁸ 特定地域型保育事業

0歳から2歳児を対象に、少人数で居宅や事業所を活用して行う保育事業のことです。

*²⁹ 認可外保育施設

児童福祉法に基づく都道府県知事などの認可を受けていない保育施設のことです。「企業主導型保育施設」や「ベビーホテル」などがあります。

(2) 児童発達支援

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態により、市町村が実施するもので、必須事業と任意事業とがあります。

必須事業 1

- ① 理解促進研修・啓発事業
- ② 自発的活動支援事業

■各サービスの内容

① 障害者が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者の理解を深めるための研修や啓発を行うもの。

② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動を支援するもので、障害に係るピアサポート、ボランティア、災害支援などを内容とするもの。

現状と課題

- 毎年12月の障害者週間に合わせて、市役所1階ロビーで障害者団体・障害福祉事業所等の活動発表、パネル展示等を行うとともに、障害者交流フェスティバルを開催しています。
- 障害者支援ネットワーク協議会^{*30}では、スポーツ文化教室、講演会やイベントを主催しています。
- 市では、市内の障害者団体や障害者支援団体に対して障害者団体等自発的活動費補助金を交付しています。

見込量と確保の方策

- ◇ 市内外の事業所や団体による展示や活動報告の機会を確保します。
- ◇ 障害者支援ネットワーク協議会^{*1}による広報啓発活動が充実・深化するよう支援します。

■地域生活支援事業（必須事業1）の見込量

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①理解促進 研修・啓発	講演会、市役所ロビー展示、障害者交流フェスティバル実施			実施		

^{*30} 障害者支援ネットワーク協議会
障害者団体、障害者を支援する団体、福祉施設などが連携を図り障害のある人もない人も誰もが、地域で安心して暮らしていける社会を目指していく協議会です。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策
(3) 地域生活支援事業

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
②自発的活動支援 (団体数)	9	6	5	9	9	9

※ 「②自発的活動支援」の「団体数」: 自発的活動費補助金の交付を受けている市内の福祉団体数

必須事業 2

- ③ 障害者相談支援事業（地域相談支援センター）
- ④ 機能強化事業（基幹相談支援センター）
- ⑤ 住宅入居等支援事業

■各サービスの内容

③	障害者等からの相談に応じ、情報提供、助言、福祉サービス利用の支援、虐待防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護の援助するもの。
④	基幹相談支援センター ^{*31} に専門的職員を配置し、地域の相談支援体制を強化する取り組みのこと。
⑤	賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障害者に対し、入居に要する調整や家主等への相談や助言を行う。

現状と課題

- 身近な相談窓口として障害者地域相談支援センター^{*32}を2法人に、相談支援の中核機能をもつ基幹相談支援センター^{*31}を1法人に、委託しています。
- 委託先の法人と委託元の行政との役割分担や、有効な連携や協働のあり方が今後の課題となっています。

見込量と確保の方策

- ◇ 相談支援事業の委託を拡充するとともに、市民に身近で有効な相談窓口となるよう事業実施方法を見直していきます。
- ◇ 居住支援について、障害者支援協議会^{*33}での議論をふまえ、関係者によるネットワークや協議の場を設けて、その支援の仕組みづくりを進めます。

*31 基幹相談支援センター

相談支援事業所の機能を強化・拡充し、地域の相談支援体制の中核を担う機関です。本市では社会福祉協議会に設置しています。

*32 障害者地域相談支援センター

市が相談支援事業所に基本相談を委託して、障害福祉についての身近な相談窓口としたもの。

*33 障害者支援協議会

地域での障害福祉に関する関係者による連携や支援体制について協議を行う会議です。

第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策
(3) 地域生活支援事業

■地域生活支援事業（必須事業2）の見込量

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年度 (見込値)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
③障害者相談支援 (実人員)	1,044	809	780	780	790	800
④機能強化 (実人員)	123	108	110	125	130	135
⑤住宅入居等支援	未実施			検討	実施	

※「⑤住宅入居」:第6期では、相談支援事業所と行政とが連携・協力して取り組んでいますが、地域生活支援事業としての実施はしていません。今後、障害者支援協議会で、居住支援ネットワークの仕組みを整備し、実施体制を整えます。

必須事業 3

⑥ 成年後見制度利用支援事業

⑦ 成年後見制度法人後見支援事業

■各サービスの内容

⑥	成年後見制度 ^{*34} 利用が有用な障害者で、必要な費用の補助がなければこの制度の利用が困難となる人を支援するもの。
⑥	成年後見制度 ^{*34} の後見業務を適正に行える法人を確保し、法人後見の活動を支援するもの。

現状と課題

- 介護する家族の高齢化等により、ニーズが徐々に高まることが予想されます。
- 障害者家族の中には、成年後見制度を知っていても、利用のしづらさなどから利用を控えてしまう人もいます。
- 成年後見制度^{*5}を担う第三者の専門職は、需要に対して少数です。市社会福祉協議会も法人として成年後見受任をしています。
- 市が市社会福祉協議会に委託した権利擁護支援センター^{*35}では、市民後見人の養成を進めていますが、市民後見人の受任には至っていません。

見込量と確保の方策

- ◇ 権利擁護支援センター^{*35}の機能の充実と、障害のある人の財産管理と権利の擁護の一層の充実を図ります。
- ◇ 相談支援業務のなかで、権利擁護が必要な案件を把握した場合、成年後見制度を円滑かつ有効に活用できるよう、事務作業の効率化を図ります。

*34 成年後見制度

認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力が不十分な場合、財産管理や介護サービスの契約、遺産分割の協議などが難しい、或いは悪徳商法の被害にあう恐れがあります。判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度です。

*35 権利擁護支援センター

障害者の人権擁護のため、成年後見制度についての相談や助言、市民後見人養成等を行います。本市では社会福祉協議会に設置しています。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策
(3) 地域生活支援事業

■ 地域生活支援事業（必須事業3）の見込量

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑥成年後見制度 利用支援（受 任件数（人）	5	6	7	9	10	11

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑦法人後見の受 任件数（人）	7	9	8	9	10	12

※ 「⑥成年後見制度利用支援（受任件数）」：市長申立により第三者の専門職後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士等）が後見（保佐・補助）業務を担っている障害のある対象者の実人数です。

※ 「⑦法人後見の受任件数」：法人格を持つ団体・組織が、第三者として後見（保佐・補助）を担うものです。本市では社会福祉法人鶴ヶ島市社会福祉協議会が、市内の高齢者や障害者の後見を受任しています。

必須事業 4

⑧ 意思疎通支援事業

⑨ 手話奉仕員養成研修事業

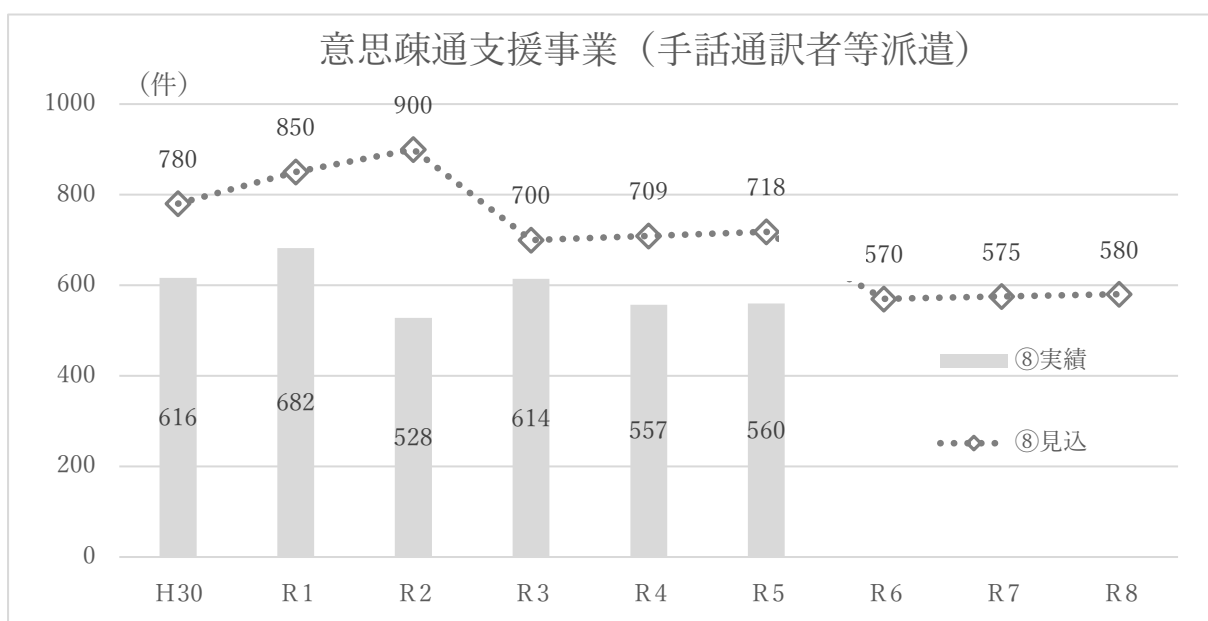
■各サービスの内容

⑧

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳、要約筆記等の方法により意思疎通を円滑化するもの。

⑨

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修。



現状と課題

- 利用者の高齢化により、介護保険に係る手続きなど手話通訳の時間が長くなる傾向にあります。
- 市民のための手話奉仕員の養成講座を主催し、手話通訳の担い手の養成をしていますが、就労している人が多い為、登録手話通訳者の増に繋がっていません。

見込量と確保の方策

- ◇ 利用している高齢のろう者は、手話以外の意思疎通が難しい為、今後も手話通訳が必要であり、利用時間は長くなると考えられます。
- ◇ 手話通訳派遣事務所の利便性を高めるため、タブレット端末による遠隔手話を検討していきます。

第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策
(3) 地域生活支援事業

■地域生活支援事業（必須事業4）の見込量

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑧意思疎通支援						
手話通訳者・要約筆記 ^{*36} 者派遣 (件)	616	682	379	700	709	718
手話通訳者設置 (所)	1	1	1	1	1	1
⑨手話奉仕員養成研修 (人)	6	7	5	10	10	10

※「令和5年度（見込値）」：令和5年10月までの実績値

※手話通訳派遣は、社会福祉協議会に委託し、手話通訳派遣事務所を設置して実施しています。

※要約筆記派遣は、埼玉県聴覚障害者福祉会に委託して実施しています。

^{*36} 要約筆記

聴覚に障害のある人への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字として伝えることをいいます。主に第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者などを対象とします。

(3) 地域生活支援事業

必須事業 5

⑩ 日常生活用具給付事業

⑪ 移動支援事業

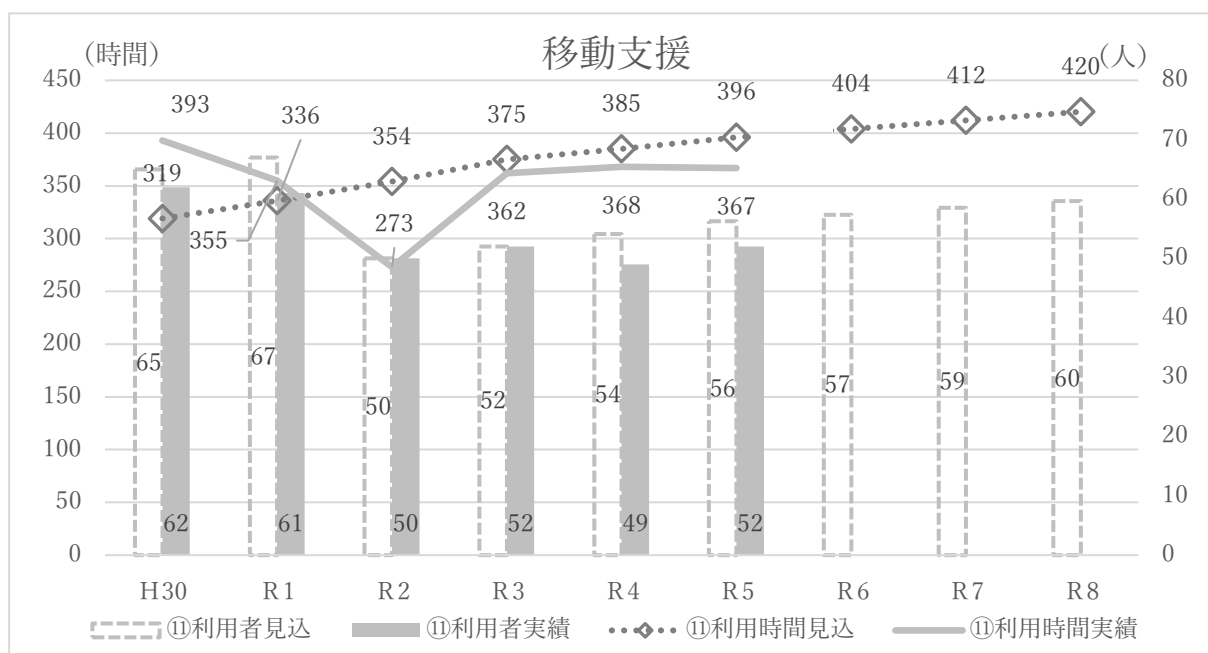
■各サービスの内容

⑩

重度の障害者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜をはかるもの。

⑪

屋外での移動が困難な障害者に対し、外出の支援をし、地域での自立した生活や余暇活動などの社会参加を促進するもの。



現状と課題

- 日常生活用具給付の大半はストマ用装具・紙おむつといった排泄支援用具です。障害のある子どもの成長発達に伴い、同一品目のサイズや枚数などの見直しをしています。
- ここ数年、移動支援事業は、利用者数と利用時間は横ばいです。

見込量と確保の方策

- ◇ 情報通信機器の進展に伴う福祉用具の開発・普及に合わせて、指定品目の見直しを進めます。
- ◇ 移動支援は、日中の外出や余暇以外にも、急用に即応できるよう指定事業所を増やします。複数の事業所を利用者が併用でき、ニーズに即応できるようにします。

第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策
(3) 地域生活支援事業

■地域生活支援事業（必須事業5）の見込量

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込値)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑩日常生活用具給付 (各種支援用具) (件)	1,543	1,308	1,372	1,398	1,425	1,453
介護・訓練支援 ^{*37}	0	6	7	8	8	9
自立生活支援 ^{*38}	5	1	2	3	5	7
在宅療養等支援 ^{*39}	3	3	3	3	5	3
情報・意思疎通 ^{*40}	14	22	25	25	25	25
排泄管理 ^{*41}	1,517	1,308	1,332	1,356	1,381	1,406
居宅生活動作 ^{*42}	4	0	3	3	3	3
⑪移動支援 (上段：人)	52	49	52	57	59	60
(下段：時間)	362	368	367	404	412	420

※「令和5年度（見込値）」：令和5年10月までの実績値

*37 介護・訓練（支援用具）
特殊寝台、入浴担架、体位変換器、移動用リフトなど

*38 自立生活（支援用具）
入浴補助用具、頭部保護帽、T字状・棒状の杖、車椅子段差異降機、聴覚障害者用屋内信号装置など

*39 在宅療養等（支援用具）
ネブライザー、透析液加温器、電気式たん吸引機、酸素ボンベ運搬車、視覚障害者用体温計・体重計、人工呼吸器用自家発電機（又は外部バッテリー又はポータブル電源）など

*40 情報・意思疎通（支援用具）
視覚障害者用のポータブルレコーダー、活字文書読み上げ装置、拡大読書器など

*41 排泄管理（支援用具）
ストマ用装具、紙おむつ、収尿器

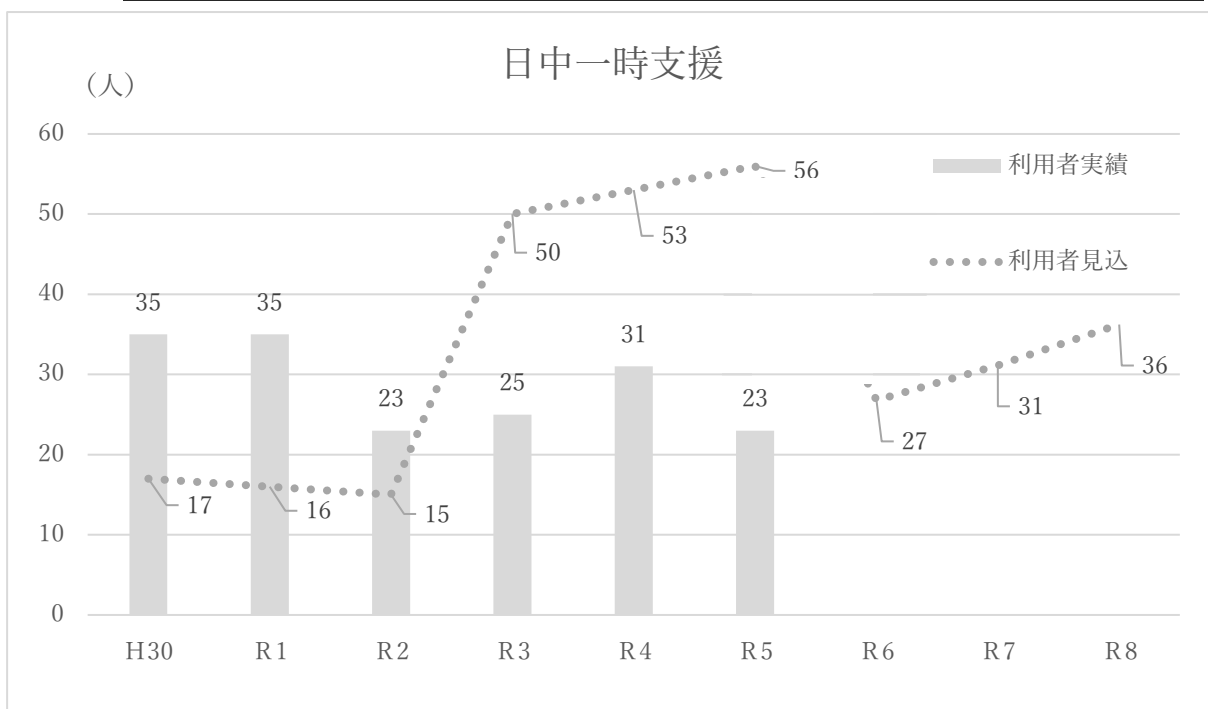
*42 居宅生活動作（支援用具）
手すりの取り付け、スロープによる段差解消などの小規模な住宅改修

必須事業 6

- ⑫ 日中一時支援
- ⑬ 訪問入浴サービス

■各サービスの内容

⑫	障害者等の日中の活動の場を確保し、家族の就労支援及び一時的な休息を目的として実施するもの。
⑬	身体障害者の地域生活の支援のため、訪問により居宅において入浴サービスを提供するもの



現状と課題

- 日中一時支援は、生活介護や就労継続支援 B 型事業を利用した後、仕事を持つ保護者が帰宅するまでの時間帯に利用ニーズがあります。市内では 2 事業者（令和 5 年 1 2 月現在）によるサービス提供のため、希望どおりに利用ができない現状にあります。
- 訪問入浴サービスの利用者は少ない現状にあります。

見込量と確保の方策

- ◇ 日中一時支援事業の指定事業所が増えるよう、事業者の参入を促します。
- ◇ 重度の障害児の成長に伴い、家庭での入浴介助が困難となります。居宅介護（身体介助）のと組み合わせた効果的なサービスの在り方を検討します。

第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策
(3) 地域生活支援事業

■地域生活支援事業（必須事業6）の見込量

事業名	第6期 実績値			第7期 見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5年度 (見込値)	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
⑫日中一時支援 (上段：利用事業所数)	4	5	5	6	7	7
(下段：利用人数)	25	31	23	27	31	36
⑬訪問入浴サービス (上段：委託先事業所数)	1	1	1	1	1	1
(下段：利用人数)	2	2	1	2	2	3

※「令和5年度（見込値）」：令和5年10月までの実績値

(4) その他の事業

■発達障害者等への支援

種 類	第6期 実績			第7期 見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
ペアレントトレーニング* ⁴³ やペアレントプログラム* ⁴⁴ 等の受講者数<上段>・実施者数<下段>(人)	10	10	10	12	12	14
	—	—	—	3	3	4
ペアレントメンター* ⁴⁵ の人数(人)	0	0	0	2	2	3
ピアサポート* ⁴⁶ 活動への参加人数(人)	5	10	15	15	15	16

※本市では、自発的活動費補助金を活用した委託事業として、ペアレントトレーニングを令和2年度から実施している。

*⁴³ ペアレントトレーニング
子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルの獲得を目指すものです。

*⁴⁴ ペアレントプログラム
ペアレントトレーニングの内容にあたり、講義・演習・ロールプレイ・宿題に参加者は取り組みます。

*⁴⁵ ペアレントメンター
障害のある子どもを育てた経験のある親が、障害のある子どもの親となったばかりの相手の相談に応じ、共感して寄り添い将来の見通しを示す等の活動をする人のことです。

*⁴⁶ ピアサポート
障害のある子どもを育てる親という共通の立場・役割にある者同士が、親睦・交流・学習・社会活動等の自助活動の活動のことです。

第4章-第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策
(4) その他事業

■精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

種 類	第6期 実績			第7期 見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
協議の場（注1）の開催回数（回）	0	0	0	1	1	1
関係者の参加者数（人）	0	0	0	10	10	10
目標設定・評価の実施回数（回）	0	0	0	1	1	1
精神障害者への個別給付						
地域移行支援（人）	0	0	0	1	1	1
地域定着支援（人）	0	0	0	1	1	1
共同生活援助（人）	3	3	3	4	4	4
自立生活援助（人）	2	2	2	3	3	3
自立訓練（生活訓練）（人）	3	2	4	4	4	4

注1) 地域の助け合い、教育、住まい、就労、保健・予防、医療、障害福祉・介護の多領域多機関が連携し、支援の仕組みづくりを協議する会議。

■相談支援体制の充実・強化

種 類	第6期 実績			第7期見込量		
	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有			有		
相談支援事業者に対する指導助言の件（注2）（件）	13	18	11	20	20	20
人材育成の支援件数（注3）（件）	9	7	4	10	10	10
連携強化の取組の実回数（回）	7	10	4	10	10	10
基幹相談支援センターによる個別事例の検証の実施回数（回）	—	—	—	5	5	5
基幹相談支援センターの主任相談支援専門員の配置数（人）	—	—	—	1	1	1
協議会での個別事例検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善 上段：者数（人）/中段：協議会数 /下段：実施回数（回）	—	—	—	10 1 2	10 1 2	10 1 2

第4章－第3 支援の種類ごとの見込量・確保の方策

(4) その他事業

注2) 市内の相談支援専門員に対し、基幹相談支援センター職員による基本相談や計画相談についての知識・技術の情報提供や実務上の助言や提案のこと。

注3) 市内の相談支援事業者に対し、基幹相談支援センターが提供する研修機会のこと。

注4) 障害者支援の体制整備やまちづくりにつながる社会資源創出・開拓に関する取組みのこと。

■ 障害福祉サービスの質の向上の取組

種 類	第6期実績			第7期見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する研修(注5)への参加人数(人)	1	1	1	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム(注6)の審査結果を共有する体制の有無	有			有		
障害者自立支援審査支払等システムの審査結果共有の実施回数(回)	1	1	1	1	1	1

注5) 県が実施する障害福祉サービス等に係る市町村職員を対象とする研修のこと。

注6) 障害福祉サービス事業者等からの報酬請求に対して、国民健康保険連合会が支払いに際するときに用いるシステム(障害者自立支援審査支払等システム)のこと。